

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その1

国民年金保険料免除の手続き

【保険料免除制度】

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人と配偶者、世帯主の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額または一部が免除されます。また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証を添付すれば、その方の前年所得を0円として審査をする特例もあります。

○全額免除となる所得の目安

{(扶養親族の数+1) × 35万円} + 32万円

【若年者納付猶予制度】

本人が50歳未満であるときに限り、世帯主の前年所得にかかわらず、本人と配偶者の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額が猶予されます。

○全額猶予となる所得の目安

全額免除の所得基準と同じ

【令和6年度免除期間】

期間は令和6年7月から令和7年6月までとなります。また、申請日より過去2年1カ月前まで遡って申請が可能です。

例) 令和6年7月に申請する場合の免除可能期間

将来期間：令和6年7月～令和7年6月

過去期間：令和4年6月～令和6年6月

●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ社会係

☎ 0146・47・2112

学生等応援給付金のお知らせ

町では、エネルギーおよび食料品価格などの物価高騰を受けた方を対象にした、学生等応援給付金の支給を開始します。支給対象者などは次のとおりです。

○支給対象者

次のいずれかの要件を満たす高校生以上の学生など

①令和6年6月1日(基準日)時点において、新冠町に住所を有する学生など

②基準日において、新冠町に住所を有する世帯の世帯員として、基準日以前に住民記録をされていた学生など

○支給金額 1人当たり2万円

○申請方法

令和6年7月12日発行の町政事務委託文書にて配布した申請書に必要事項を記載のうえ、管理課管理グループに提出

※申請書は町公式ホームページからもダウンロード可能です。

○申請期限 令和6年12月13日(金)

●問い合わせ先

管理課管理グループ学校教育係

☎ 0146・47・2547

障がいをお持ちの方への手当のご案内

障がいをお持ちの方およびその家族の方には、障がいの状況に応じて手当が支給される場合があります。次の手当概要に該当する時は、問い合わせ先にご連絡ください。

【特別障害者手当】

精神や身体に重度の障がいをもつ20歳以上の方で、その障がいが極めて重度のため、日常生活上、常時、特別の介護を要する方に支給される手当です。

○支給額

月額 28,840円(令和6年度)

○支給制限

施設に入所する場合で、本人・扶養義務者などの所得が一定の基準を超える場合、また、3カ月を超えて病院に入院、介護老人保健施設等に入所した場合は支給されません。

●問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ福祉係

☎ 0146・47・2113

【障害児福祉手当】

精神や身体に重度の障がいをもつ20歳未満の方で、その障がいが極めて重度のため、日常生活上、常時、特別の介護を要する方(障がい1・2級の一部、知能指数が概ね20以下の重度の知的障がい児など)

●に支給される手当です。

○支給額

月額 15,690円(令和6年度)

○支給制限

施設に入所する場合で、本人・扶養義務者などの所得が一定の基準を超える場合、また、障がいを理由とする公的年金を受けている場合は支給されません。

●問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ福祉係

☎ 0146・47・2113

【特別児童扶養手当】

精神または身体に重度の障がいを有するため日常生活において常時介護を要する20歳未満の障がい児童(身障1～3級および知的障がいで中度以上、またはこれに準ずる児童)を養育する保護者に対して支給される手当です。

○支給額

1級該当 月額 55,350円(令和6年度)

2級該当 月額 36,860円(令和6年度)

○支給制限

障害児福祉手当と同じ支給制限があります。

●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ社会係

☎ 0146・47・2112

健康カレンダー

(お問い合わせ先：保健福祉課 ☎ 0146・47・2113)

月	日	時間	事業名	場所
7月	23日(火)	受付 10:00~ 受付 13:00~	4・7・12ヶ月児健康診査 1歳6ヶ月・3歳児健康診査	レ・コード館
	28日(日)	受付 8:30~	婦人科検診 (乳がん・子宮頸がん検診)	保健センター
7日(水)	18:00~20:00	からだリセット講座		
8月	19日(月)	13:00~16:30	フッ素塗布	
	25日(日)	13:00~15:30	母親学級キレイ☆ママパパー る~む ~出産編~	
	27日(火)	受付 10:00~ 受付 13:00~	4・7・12ヶ月児健康診査 1歳6ヶ月・3歳児健康診査	レ・コード館

7月と8月の乳幼児健診は「レ・コード館」で行います。

事業の詳細は、対象者への個別案内や町政事務委託文書などでお知らせします。

ご寄附ありがとうございました。(敬称略)

●まちづくりに役立ててと

☆株式会社日高食肉センター (1,000,000円)

☆芳賀 玲子 (50,000円)

☆池田 啓次 (100,000円)

●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

☆芳賀 玲子 (30,000円)

☆藤原 まさ子 (古布2袋)

☆木村 千鶴子 (カット布2袋)

☆早川 憲吾 (チンゲン菜5kg・白菜6玉)

新冠町社会福祉協議会へ

●香典返しに代えて

☆八木 渉 (30,000円)

☆芳賀 玲子 (30,000円)

●福祉事業に役立ててと

☆日高地区郵便局長夫人会日高中部会 (5,000円)

☆匿名 (2,910円)

☆匿名 (7,618円)

☆高橋 研治 (自転車1台)

☆匿名 (古布1袋)

☆匿名 (古布2箱)

☆匿名 (4点杖1本)

学校閉庁日のお知らせ

町内の小中学校の夏季休業期間中に学校閉庁日を設けます。これは、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図ることを目的とした取り組みです。閉庁期間中、各学校は職員不在となりますので、緊急時は教育委員会管理課にご連絡をお願いします。

○学校閉庁期間

8月13日(火)から16日(金)までの4日間

●緊急連絡・問い合わせ先

教育委員会管理課学校教育係

☎ 0146・47・2547

福祉医療受給者証の更新手続き

現在お持ちの福祉医療受給者証(重度心身障がい者医療・ひとり親家庭等医療・子ども医療)は7月中に更新手続きが必要となり、令和6年8月以降は使用できませんので、対象者に郵送される更新手続きの案内により手続きをお願いします。

また、身体障害者手帳をお持ちで障害等級が1級、2級および3級の一部(診断名による)の方は重度心身障害者医療制度の対象となり、受診した医療機関で保険証と一緒に受給者証を提示することで医療費の助成が受けられます。

なお、重度心身障害者医療制度の利用については、65歳以上の方は後期高齢者医療制度への加入が必要となり、その際に保険料や負担割合が変わることがあります。

詳細や不明な点は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

●問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ医療給付係

☎ 0146・47・2113